

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第115号 令和6年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
2款 総務費	1項 総務管理費	3目24節社会福祉基金積立金、5目、6目、9目
	3項 戸籍住民基本台帳費	
3款 民生費	全部	
4款 衛生費	1項 保健衛生費	13目を除く
	2項 清掃費	
7款 商工費	1項 商工費	7目
第2条 債務負担行為の補正		八戸市民保養施設利用負担金、身体障害者更生館 指定管理料、斎場指定管理料

議案第119号 令和6年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第124号 令和6年度八戸市霊園特別会計補正予算

議案第125号 令和6年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第126号 令和6年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算

議案第127号 令和6年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第134号 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第138号 市有財産の減額譲渡について

議案第139号 指定ごみ袋の買入れについて

議案第143号 指定管理者の指定について
(身体障害者更生館)

議案第144号 指定管理者の指定について
(斎場)

議案第145号 指定管理者の指定について
(東霊園、西霊園及び南郷中央霊園)

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」の一部改正に伴い、当市においても八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

幼保連携型認定こども園の教育及び保育に従事する職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としている。

ただし、附則第 4 項において、令和 7 年 3 月 31 日までは、幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができる特例を設けており、本特例を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までに改めるもの。

○職員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件

改正前	改正後
幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者。 特例として、令和 7 年 3 月 31 日までは、いずれか一方を受けている者としてすることができる。	特例を「令和 7 年 3 月 31 日」から「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

3 施行期日

公布の日